

19 | 修士課程長期履修学生制度

修士課程長期履修学生制度とは、職業を有している等の事情により、各自の都合に応じて修業年限を超えて履修を行う制度で、3年・4年コースがあります。ただし、この制度は入学試験の出願時に申請することが必要であり、入学後に申請することはできません。

1) 対 象

- (1) 有職者（正規雇用以外の者を含む）
- (2) 家事・育児・介護等の従事者
- (3) その他やむを得ない事情を有すると認める者

2) 履修年限・在学年数

- 3年コース（在学年数は4年を超えることはできません）
4年コース（在学年数は5年を超えることはできません）

3) 履修登録上限単位（年間）

	1年目	2年目	3年目	4年目
3年コース	12単位	12単位	なし	
4年コース	8単位	8単位	8単位	なし

4) 履修年限コースの変更

入学試験の出願時に申請した履修年限コースの変更は、原則としてできません。

5) 学費等納付金

各研究科とも3年・4年コースの学費等納付金は、単位制となり総計は通常の2年の課程とほぼ同額になります。また納入済みの初年度の学費等納付金は、履修登録終了後に登録単位数に合わせて清算します。

2年目以降の学費等納付金は、各コースの上限単位数を超えない範囲で履修登録し、登録した単位分の学費等納付金と「全人」購読料を合計した金額を納めることになります。

また、各研究科・コースの学費等納付金は、修了要件単位数の30単位を基準に算出されているため、30単位を超えて履修登録した場合は、1単位あたりの授業料等が別途必要となります。

20 | 障害学生支援

本学では障害のある学生が他の学生と同様に学ぶことができるように学生支援センターを窓口として、各所研究科と関係部署と連携を図り支援を行っています。

修学上、学生生活上で障害等に伴っての支援を希望する場合は、学生支援センターまでご相談ください。

■ 支援開始までの流れ

- ① 学生本人から学生支援センターに相談（申し出）をしてください。
- ② 申し出後、書類をご提出いただき、必要に応じて面談を行います。
- ③ 所属研究科と関係部署で協議の上、支援内容を検討し、大学としての支援計画を提示します。
- ④ 支援計画をご確認いただき、問題がなければ、保証人（保護者）との連名で合意形成を図ります。
- ⑤ 合意形成後、支援を開始します。

※支援計画の作成には1～2か月程度を要します。

※支援計画に異議があり、見直しをする場合には、お時間をいただく場合があります。